

## 薬薬連携『山形なでしこの会』 登録内容変更・退会手続きについて

『山形なでしこの会』へご登録いただきましてありがとうございます。  
登録内容の変更や山形なでしこの会からの退会の手続き方法についてご案内です。

以下 1) ~2) に当てはまる場合は下の QR コードの読み込み、もしくは URL をクリックし必要事項を入力いただきますようお願いいたします。

### 1) 店舗会員情報の変更

- ・管理薬剤師の変更
- ・店舗の住所変更
- ・店舗の名称変更
- ・山形なでしこの会からの退会(店舗会員の退会)
- ・その他(詳細の入力をお願いします)

### 2) 個人会員情報の変更

- ・氏名変更
- ・勤務店舗の変更
- ・山形なでしこの会からの退会(個人会員の退会)
- ・その他(詳細の入力をお願いします)

山形なでしこの会登録変更届・退会届  
(QRコードを読み込みもしくは URL をクリック)

<https://x.gd/pDxh8>



薬薬連携『山形なでしこの会』規約につきましては、別紙をご参照ください。

## 薬薬連携「山形なでしこの会」規約

(名称)

第1条 本会は、薬薬連携「山形なでしこの会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を社会福祉法人済生会山形済生病院（以下、山形済生病院）薬剤部におく。

(代表)

第3条 本会の代表を山形済生病院の薬局長とする。

(目的)

第4条 本会は、山形済生病院の診療（外来・入院・退院等）において、山形済生病院に勤務する薬剤師と保険薬局に勤務する薬剤師が必要な医療情報を共有し、安全かつ充実した医療サービスを患者へ提供できるよう薬剤師間の連携を推進することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 疑義照会簡素化プロトコルの契約
- (3) トレーシングレポート等の活用
- (4) 入院前薬剤情報の活用
- (5) 退院時薬剤情報サマリー等の活用
- (5) 退院時共同指導の実施
- (6) LINEWORKS の有効活用
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員区分)

第6条 本会の会員区分を以下の内容とする。

- (1) 保険薬局店舗会員
- (2) 個人会員 A（保険薬局に勤務する薬剤師）
- (3) 個人会員 B（山形済生病院に勤務する薬剤師）

(入会)

第7条 本会に入会するものは、以下の手続きによって行う。

- (1) 保険薬局店舗会員・・・薬薬連携「山形なでしこの会」入会届
- (2) 個人会員 A・・・山形なでしこの会 LINEWORKS 登録をもって入会とみなす
- (3) 個人会員 B・・・山形なでしこの会 LINEWORKS 登録をもって入会とみなす

(退会)

第8条 本会を退会するものは、遅滞なく退会の手続きを行うこと。

(会費)

第9条 本会の会費はない。

(その他)

第10条 会員は、本会の運営に際し以下の項目について合意すること。

- (1) 保険薬局店舗会員の入会については、管理薬剤師の個人会員 A の入会を必須とする
- (2) 保険薬局店舗会員は、管理薬剤師の変更があった場合には、遅滞なく変更の手続きを行う
- (3) 個人会員 A は、勤務薬局店舗に変更があった場合には、遅滞なく変更の手続きを行う

### 附 則

この規約は、令和5年7月1日より施行する

令和6年9月1日 一部改訂